

幸徳地域森林整備推進協定

十勝西部森林管理署

大樹町森林組合

区 分		内 容
協定締結年月日		当初 平成25年 3月26日 更新 平成26年 3月10日
協定期間		平成25年 4月 1日～平成31年 3月31日
目的		大樹町幸徳地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と森林資源の循環利用を図るため協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むこと
区域及び面積		大樹町幸徳地域に所在する民有林及び国有林 対象面積 970ha (国有林：922ha、民有林：48ha)
事業内容 (役割分担)	森林管理署	(1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める (2) 間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な間伐材を低コストで搬出できる作業システムの導入を検討及び推進する (3) 路網の整備は原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施する。路網の相互に利用する場合、通行料金は無料とする。
	市町村等	
事業計画		(平成26年度～平成31年度) 協定の森林面積のうち本協定期間内における森林整備を行う面積は概ね124haで次の通りである。 国有林：間伐等113ha、利用材積3,936m ³ 、林道1,700m 民有林：間伐等11ha、利用材積2,335m ³ 、育林25ha
事業実施状況		(平成26年度) 国有林：未集計 民有林：間伐等5ha、利用材積191m ³ 、林道未集計
協定締結の効果		林業の活性化を通じて地域振興に資するという観点から、 (1) 浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達 (2) 林木の生長が旺盛な森林への誘導 (3) 地域材の安定的な供給 が見込まれる
照会先		○ 十勝西部森林管理署 〒080-0809 帯広市東9条南14丁目2番地2 TEL:(IP)050-3160-5795 (NTT)0155-24-6118 ○ 大樹町森林組合 〒089-2106 広尾郡大樹町字下大樹225番地 TEL:0155-86-3108

大樹町幸徳地域森林整備推進協定調印式



金井署長（左）、姉崎代表理事組合長（右）

協定箇所的位置図

